

中小企業者が、市内の商店街の地区の空き店舗で事業を営む場合に、出店に係る経費を補助します！

1 募集期間

令和5年(2023年)4月3日～**令和5年(2023年)12月28日**（予算に達し次第受付終了）

2 補助対象となる空き店舗

次の①～④のすべてを満たす空き店舗が対象です。

- ①熊本市内の**商店街団体が形成されている地区に所在**する建物の**地下1階部分から地上2階部分**までに位置する店舗であること（アーケードに面する場合は天井より低い部分の店舗）
- ②補助金の申込者が当該空き店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から**90日以上経過している空き店舗**であること
- ③商業施設等のテナント型店舗でないこと
- ④**交付決定前に事業活動を開始していない店舗**であること



3 補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者で、次のすべてに該当する方が対象です。

- ①補助対象となる空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した者
- ②熊本市内の商店街の地区からの移転でない者
- ③空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む者(商店街団体から推薦がある場合は、上記以外の業種も対象となります。ただし、風営法第2条第5～10項の対象となる営業は対象外。)

4 補助率、補助限度額

対象空き店舗		補助率	補助限度額
①路面店（道路から概ね7mの範囲内に位置する建物1階部分の空き店舗）	店舗面積 60坪以上	1/2	300万円
	店舗面積 40坪以上～60坪未満		200万円
	店舗面積 40坪未満		150万円
②上記以外の建物の地下1階部分から地上2階部分までの空き店舗 (ただし、アーケードに面する建物にあっては、建物の地下1階部分からアーケードの天井より低い部分に位置する空き店舗)	100万円		

5 補助対象経費等

交付決定後に契約及び着工し、令和6年2月29日までに改装工事及び支払が完了する経費が対象

対象経費	①店舗の改装に要する外装、内装、設備等の工事費 ②上記①に伴う既存設置物の処分費、設計費 ③家賃（上限2か月分）、礼金、仲介手数料
対象外経費	①備品、消耗品の購入・設置費用 ② 交付決定前に契約・着手した改装費等 （対象空き店舗の家賃、礼金及び仲介手数料を除く。） ③空き店舗の所有者本人、空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族、並びに空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員に該当する者の家賃、礼金及び仲介手数料 ④消費税

詳しくは、
熊本市ホームページの
募集要領をご確認ください



【お問い合わせ先】

熊本市商業金融課（担当：井手）
電話：096-328-2424